

「八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部改正について（素案）

## 1 一部改正の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」による介護保険法等の改正事項として、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令（以下「省令」といいます。）で定める数（定員 18 人）以下のものを地域密着型サービスに位置付ける改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

それに伴い、「八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年第 6 号）」（以下「条例①」といいます。）について、地域密着型通所介護に関する基準を追加するための改正を行います。

また、条例①の認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、地域との連携等に関する規定について所要の改正を行い、併せて介護予防認知症対応型通所介護の基準を規定している「八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）」（以下「条例②」といいます。）についても同様の改正を行います。

改正に当たっては、省令と同一の内容で行うことを基本しますが、省令と異なる内容を定めることが可能となっている参酌すべき基準の一部（非常災害対策）において町独自基準を規定します。

なお、当町においては、内容等よく精査を行うため経過措置（1 年間）を活用し、条例の制定を行います。

## 2 条例制定にあたっての省令の考え方

基準を町の条例で定めるにあたり、政令の基準が「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」のいずれかによって、町独自の内容を定めることができるかどうか決まっています。

◆基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

類型区分	法的効果	対象基準の具体例
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準 当該基準に従う	従業者及び員数、人権に直結する運営基準（身体的拘束など）
標準	通常よるべき基準	利用定員
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準 十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される	上位以外（面積その他設備・運営等に関する基準）

3 地域密着型通所介護に関する基準（基準省令の規定順に整理）

条例①の「第3章 夜間対応型訪問介護」の基準の次に、「第3章の2 地域密着型通所介護」の基準を新たに追加します（別添「参考資料」参照）。

(1) 基本方針に関する基準

概要	基準の種類	独自基準	改正条例及び条項
<p><b>【基本方針】</b></p> <p>地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	参酌すべき	なし	条例① 第59条の2

(2) 人員に関する基準

概要	基準の種類	独自基準	改正条例及び条項
<p><b>【従業者の員数】</b></p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置かなければならない。</p> <p>(2) 看護師又は准看護師（以下、看護職員）</p> <p>サービス提供の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置かなければならない。</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>サービス提供の単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（第1号通所事業の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護と第1号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、両サービスの利用者）の数が15人までの場合は1以上、15人を超える場</p>	従うべき	なし	条例① 第59条の3

<p>合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を置かなければならない。</p> <p>(4) 機能訓練指導員を 1 以上配置しなければならない。</p> <p>(5) 利用定員が 10 人以下の場合は、(2)(3)に関わらず、看護職員及び介護職員の員数をサービス提供の単位ごとに、サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数を置かなければならない。</p> <p>(6) サービス提供の単位ごとに、介護職員(利用定員 10 人以下の場合は看護職員又は介護職員)を常時 1 人以上従事させなければならない。</p> <p>(7) 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>(8) 前各号のサービス提供の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとする。</p> <p>(9) 機能訓練指導員は、当該事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>(10) 生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(11) 第 1 号通所事業の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、町の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、(1) から (10) に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			
<p><b>【管理者】</b></p> <p>専従常勤の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>従うべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第 59 条の 4</p>

(3) 設備に関する基準

概要	基準の種類	独自基準	改正条例及び条項
<p><b>【設備及び備品等】</b></p> <p>(1) 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービス提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。また、食事の提供に支障がない広さと、機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>(3) 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>(4) (1)に掲げる設備は、専ら当該サービスの用に供するものでなければならない。ただし、サービス提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) (1)の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に広域連合長に届け出るものとする。</p> <p>(6) 第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、町の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(4)までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の5</p>

(4) 運営に関する基準

概要	基準の種類	独自基準	改正条例及び条項
<p><b>【心身の状況等の把握】</b></p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例①</p>

<p>サービス提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>			<p>第59条の6</p>
<p><b>【利用料等の受領】</b></p> <p>(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該サービス事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>(3) (1)、(2)のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>② 通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ おむつ代</p> <p>⑤ ①から④に掲げるもののほか、サービス提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>(4) (3)③に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定める。</p> <p>(5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の7</p>
<p><b>【指定地域密着型通所介護の基本取扱方針】</b></p> <p>(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の8</p>

<p>し、計画的に行われなければならない。</p> <p>(2) 提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>			
<p><b>【指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針】</b></p> <p>(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の9</p>
<p><b>【地域密着型通所介護計画の作成】</b></p> <p>(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の10</p>

<p>(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(5) それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>			
<p><b>【管理者の責務】</b></p> <p>(1) 管理者は、サービス事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>(2) 管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	参酌すべき	なし	<p>条例① 第59条の 11</p>
<p><b>【運営規程】</b></p> <p>サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ サービスの利用定員</p> <p>⑤ サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p>	参酌すべき	なし	<p>条例① 第59条の 12</p>
<p><b>【勤務体制の確保等】</b></p> <p>(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>(2) サービス事業所ごとに、当該サービス事業所の従業者によってサービス提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	参酌すべき	なし	<p>条例① 第59条の 13</p>

<p>(3) サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>			
<p><b>【定員の遵守】</b>          利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例①          第59条の          14</p>
<p><b>【非常災害対策】</b>          (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  <u>(2) 前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特殊性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。</u></p>	<p>参酌すべき</p>	<p>・国の基準（省令）に加え、非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地震、津波、風水害等の自然災害に係る対策を含むものとしなければならないことを規定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【理由】</b>              社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害に係る対策の実施について、明文化します。</p> </div>	<p>条例①          第59条の          15</p>
<p><b>【衛星管理等】</b>          (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。          (2) サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例①          第59条の          16</p>
<p><b>【地域との連携等】</b>          (1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、サービス事業所が所在する町の職員又は当該サービス事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの活動状況を</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例①          第59条の          17</p>

<p>報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(2) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>(3) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>(4) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(5) サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p>			
<p><b>【事故発生時の対応】</b></p> <p>(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(4) 第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)及び(2)の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	従うべき	なし	<p>条例① 第59条の 18</p>
<p><b>【記録の整備】</b></p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>① 地域密着型通所介護計画</p>	参酌すべき	なし	<p>条例① 第59条の 19</p>

② 提供した具体的なサービスの内容等 ③ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき等の町への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥ 運営推進会議への活動報告及び運営推進会議の評価、要望、助言等の記録			
<b>【準用】</b> 内容省略			条例① 第59条の 20

#### 4 指定療養通所介護に関する基準（省令基準の規定順に整理）

条例①の「第3章の2 地域密着型通所介護」の第5節に、次のとおり指定療養通所介護の基準について新たに追加します。

##### （1）趣旨及び基本方針に関する基準

概要	基準の類型	独自基準	改正条例及び条項
<b>【趣旨】</b> 指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準について規定する。	参酌すべき	なし	条例① 第59条の 21
<b>【基本方針】</b> （1）要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	参酌すべき	なし	条例① 第59条の 22

(2) 利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。			
--	--	--	--

(2) 人員に関する基準

概要	基準の種類	独自基準	改正条例及び条項
<b>【従業者の員数】</b> (1) 看護職員又は介護職員 利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。 (2) (1)の従業者のうち1人以上は、常勤専従の看護師でなければならない。	従うべき	なし	条例① 第59条の 23
<b>【管理者】</b> (1) 専従常勤の管理者を置かなければならない。ただし、サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (2) 管理者は、看護師でなければならない。 (3) 管理者は、適切なサービス提供を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	従うべき	なし	条例① 第59条の 24

(3) 設備に関する基準

概要	基準の種類	独自基準	改正条例及び条項
<b>【利用定員】</b> サービス事業所は、その利用定員（当該サービス事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を9人以下とする。	標準	なし	条例① 第59条の 25
<b>【設備及び備品等】</b> (1) サービスを行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等	・(1)の専用の部屋に係る部分及び(2)	なし	条例① 第59条の 26

<p>を備えなければならない。</p> <p>(2) (1)に掲げる専用の部屋の面積は、6.4 m<sup>2</sup>に利用定員を乗じた面積以上とする。</p> <p>(3) (1)に掲げる設備は、専らサービスの用に供するものでなければならない。 ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (3)のただし書の場合(サービス事業者が(1)の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。</p>	<p>については 「従うべき」 ・その他は「参 酌すべき」</p>		
---	---	--	--

(4) 運営に関する基準

概要	基準の類型	独自基準	改正条例及び条項
<p>【内容及び手続の説明及び同意】</p> <p>(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(5)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に</p>	<p>・(1)は「従うべき」 ・その他は「参酌すべき」</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 27</p>

<p>規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(4) (2)①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>(5) 事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>① (2)①②に規定する方法のうち事業者が使用するもの② ファイルへの記録の方式</p> <p>(6) (5)の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(5)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>			
<p><b>【心身の状況等の把握】</b></p> <p>(1) 利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(2) 特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 28</p>

<p>密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p>			
<p><b>【指定居宅介護支援事業者等との連携】</b></p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(2) サービスの提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(3) 利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(4) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 29</p>
<p><b>【指定療養通所介護の具体的取扱方針】</b></p> <p>(1) 療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(4) 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 30</p>

<p><b>【療養通所介護計画の作成】</b></p> <p>(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>(3) 既に訪問看護計画書が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</p> <p>(4) 管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(5) 管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(6) それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 31</p>
<p><b>【緊急時等の対応】</b></p> <p>(1) 現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、緊急時等の対応策について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>(2) 緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(3) 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) 利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>(5) (1)及び(2)の規定は、(4)に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 32</p>

<p><b>【管理者の責務】</b></p> <p>(1) サービス事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>(2) 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> <p>(3) サービスの提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>(4) サービスの利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>(5) 当該サービス事業所の従業員にこの款（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 33</p>
<p><b>【運営規程】</b></p> <p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>⑤ 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 非常災害対策</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 34</p>
<p><b>【緊急時対応医療機関】</b></p> <p>(1) あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>(2) 緊急時対応医療機関は、サービス事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。</p> <p>(3) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であ</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 35</p>

<p>らかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。</p>			
<p><b>【安全・サービス提供管理委員会の設置】</b></p> <p>(1) 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならない。</p> <p>(2) おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>(3) (2)の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 36</p>
<p><b>【記録の整備】</b></p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>① 療養通所介護計画</p> <p>② 運営推進会議における検討の結果についての記録</p> <p>③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>④ 町への通知に係る記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑦ 運営推進会議への活動状況報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第59条の 37</p>
<p><b>【準用】</b></p> <p>内容省略</p>	<p></p>	<p></p>	<p>条例① 第59条の 38</p>

5 認知症対応型通所介護に関する基準（地域密着型介護予防サービスに関する基準を含む）

地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、条例①の認知症対応型通所介護の基準の「地域との連携等」に関する規定について、次の（１）、（２）及び（５）の規定を追加します。また、併せて条例②の介護予防認知症対応型通所介護の基準にも同様に、（１）及び（２）の規定を追加します。

概要	基準の類型	独自基準	改正条例及び条項
<p><b>【地域との連携等】</b></p> <p>（１） 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員又は当該認知症対応型通所事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>（２） 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>（３） 内容省略（既に規定しているため）</p> <p>（４） 内容省略（既に規定しているため）</p> <p>（５） 認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>参酌すべき</p>	<p>なし</p>	<p>条例① 第 80 条（第 59 条の 17 準用）</p> <p>条例② 第 39 条（規定の順序が変わり、（５）を除く）</p>